地区0		一般住宅A地区	一般住宅B地区		城南地区計画
区分	ш 1,5	約8.4ha	約0.8ha		が、田では、日本
	建築制限 [条例第4条] 建築できるもの (1)住宅、共同住宅(各住戸の専用面積が40㎡以上のものに限る) (2)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3で定めるもの (3)学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く) (4)診療所 (5)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物		類する用途を兼ねるもののうち政令第130 交及び各種学校を除く)	(1)住宅とは、専用住宅かつ独立した建築物と解せる(戸建て住宅) (2)事務所、店舗の面積は50㎡以下、かつ、住居面積≧(延べ面積/2)以内(政令130条の3) なお、兼用住宅は住宅と非住宅部分が建物内部でつながっていることを前提とする	
	建ぺい率	20女体是来初	50%	┃	ᅌᄮᅜᄼᄕᆇᅠᄹᄯᄝᄼᄝᆂᄜᄖᄼᅜᅁᄼᇄᆡᆔᅷᄼᄹᄱᄱᆛᄱᆛ
	容積率				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	【条例第7条】 <b>壁面後退</b>	公益上必要な建築物は除く 【条例第14条】:除外規定 公衆便所、公衆電話所、巡査派出所等その他これらに類する建築物で公益上必要なもの 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という)の面から、次の各号		土地区画整理事業による最低換地面積	
(本) (本) (本)	7	(1)道路境界線1.0 m (2)その他の敷地境界線1.0 m ただし、次の各号に掲げるものを除く (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下のもの (2)軒の高さが2.3m以下の物置等で、かつ、当該部分の床面積の合計が5㎡以内 のもの		(1)S61住宅局建築指導課長通達で、床面積に算入されない出窓及び雨戸、戸袋、窓格子等については壁面後退の対象外とするなお、門、門袖その他これらに類するものについても適用外とするが、その延長は敷地の間口辺長に対する割合を概ね15%以内とし、法47条の規定(壁面線による建築制限)による建築制限)による建築制限)による建築制限)による建築制限)により、高さ2m以下であること	1.0m以上
整に	【条例第9・10条】		規定 (2)建築物の各部分の高さは、当該部分 から前面道路の反対側の境界線又は	北側斜線制限については、「第一種低層住居専用地域」である一般住宅A地区と同様の制限 としたもの	数 地境 かき又はさくは生垣とし 金属柵類を併用する場合 は透視可能なものとする 場合 は透視可能なものとする
			隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とする		道路境界線
	市長が公益上必要な 市環境を害するおそ での規定は、適用し	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			道 路
		態・意匠 (1)建築物の屋根及び外壁は、原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着いた色調とする (2)屋外広告物等は、美観、風致を害しない自己用のものとし、道路境界線から 1m以上後退させるとともに、表示面積の合計は、概ね1㎡以下とする		(1)派手な色彩は避け、周辺の環境や隣接建築物等に調和した色彩とする なお、外壁の基調色は、多賀城市景観計画に示す色相と彩度とする ただし、複数の色彩やアクセント色を用いる場合は、相互に調和して、周囲と違和感のない 色彩とする (2)自己用は可、自己用でない広告のみのものは不可	
画					1.25
	垣・柵の構造	(1)道路に面して設けるかき又はさくは、生垣により緑化するものとするただし、透視可能な金属柵類の併用を妨げない(2)土留擁壁又は基礎を設ける場合は、その高さは0.6m以下とし、その材料がコンクリート等の場合は、コンクリート面に化粧又は地被類を施すか、化粧ブロックとする		(1)透視可能とみなす透過率(開口率)は、正面から見た透過率を概ね50%以上とする	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域		
	積率/建ペい率	80/50	200/60		